

資料3

〔平成14年10月4日〕
〔都市再生本部決定〕

都市再生予定地域の設定

京浜臨海都市再生予定地域の設定

重厚長大産業を主体として我が国経済を牽引してきた京浜臨海地域は、近年の産業構造の変容等を踏まえ、陸・海・空の優れた立地特性を活かした都市再生に係る条件整備が必要とされている。

このため、国及び関係地方公共団体等からなる協議の場を設けて意見調整を行う「京浜臨海都市再生予定地域」(横浜市、川崎市の臨海地域 約4,400 ha)を設定する。

- (1) 民間の都市開発状況等を踏まえ、必要な基盤と土地利用に係る以下の項目について、検討に着手する。このため、今年度から具体的かつ総合的な調査を開始する。
 - (基盤関係)
 - ・臨海部幹線道路の整備
 - ・親水・防潮護岸の整備
 - ・川崎駅～南渡田周辺地区～塩浜周辺地区の鉄道のあり方 等
 - (土地利用関係)
 - ・産業構造の変容等を踏まえつつ、地域特性に応じ、港湾機能の再編と、新しい地域像・産業像に対応した土地利用について方向付け
- (2) その他、広域的な交通ネットワークの形成など中長期的な課題についても、必要に応じ、検討する。

(参考) 都市再生予定地域の設定

都市再生緊急整備地域の指定をするまでの都市開発事業の熟度や関連する公共公益施設の計画の具体性など条件整備が整わない場合には、都市再生本部において、都市再生緊急整備地域の指定に準じた手続きにより「都市再生予定地域」を設定し、この枠組みの中で、関係者が意見調整を行い、条件整備を迅速に進めるものとする。
(都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定)より抜粋)

